



# 山形県公報

令和2年12月25日(金)

号 外 (37)

## 目 次

### 告 示

- 家畜伝染病発生の届出…………… (畜産振興課) … 1
- 家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等及び区域の指定…………… ( 同 ) …同

## 告 示

### 山形県告示第875号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
豚熱	豚	患 畜	3	鶴岡市常盤木	令和 2. 12. 25

### 山形県告示第876号

山形県家畜伝染病まん延防止規則(昭和40年11月県規則第84号)第3条の規定による移動及び移出を禁止する家畜、その死体及び豚熱の病原体をひろげるおそれのある物品並びに県内の区域を次のとおり指定する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定する家畜等
  - 豚及びいのしし並びにそれらの死体又は豚熱の病原体をひろげるおそれのある物品
- 2 指定する県内の区域
  - (1) 移動を禁止する区域
    - 鶴岡市常盤木を中心とする半径3キロメートル以内の区域のうち、家畜防疫員が必要と認める区域
  - (2) 移出を禁止する区域
    - 鶴岡市常盤木を中心とする半径10キロメートル以内の区域のうち、家畜防疫員が必要と認める区域
- 3 禁止する期間
  - 告示の日から当分の間

令和2年12月25日印刷  
令和2年12月25日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県